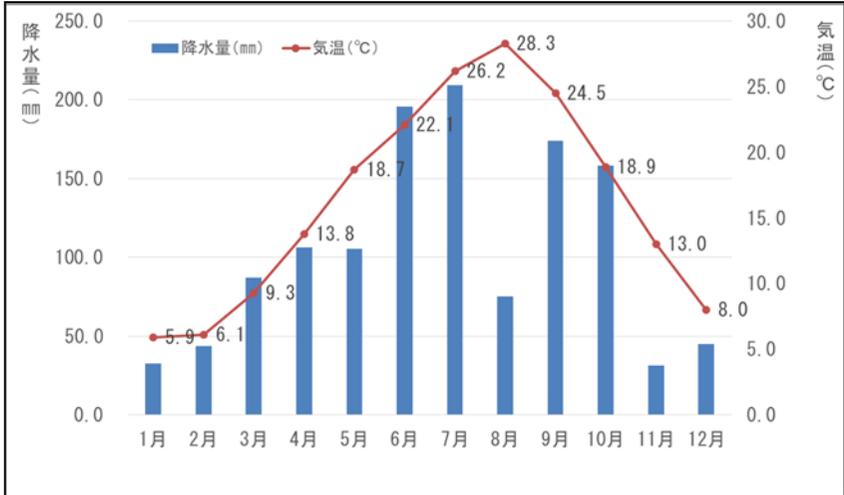
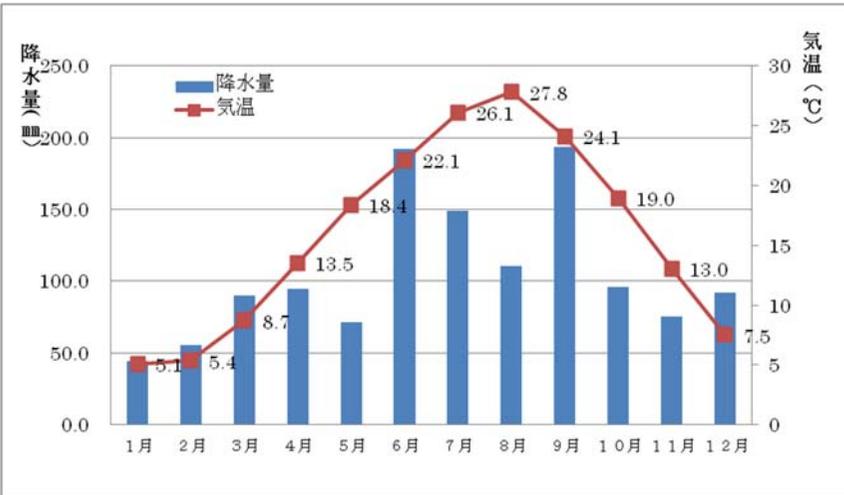
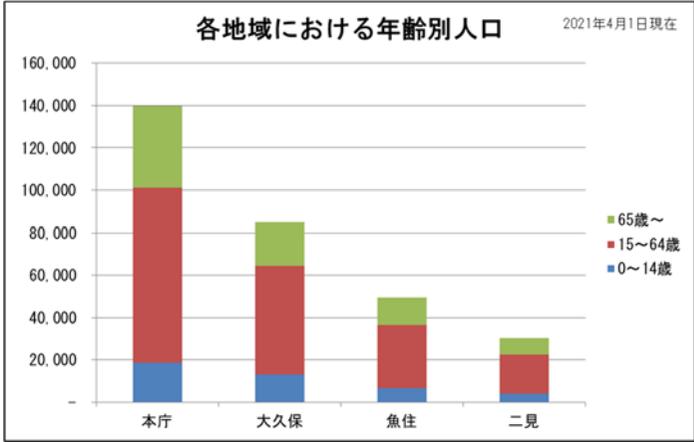
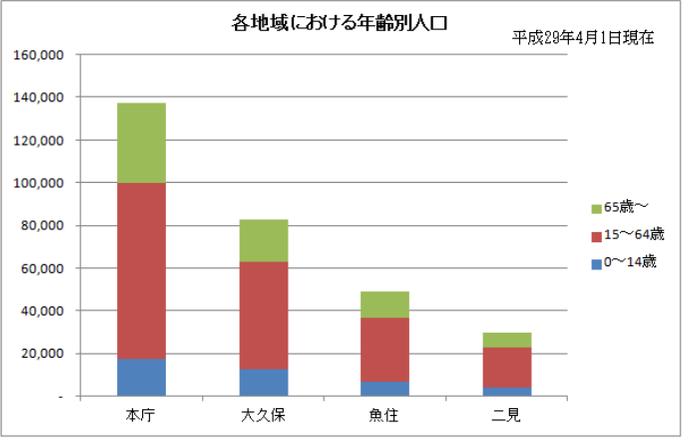


明石市国民保護計画 新旧対照表

変更箇所	変更案	現行																				
第1編 第3章 1 P8～P10	<p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[放送事業者]</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西</td> </tr> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）㈱AIRDO、㈱ソラシドエア、スカイマーク㈱、日本航空㈱、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会 </td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、 阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） ㈱AIRDO 、 ㈱ソラシドエア 、スカイマーク㈱、 日本航空㈱ 、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	<p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[放送事業者]</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西</td> </tr> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽電気鉄道㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）エア・ニッポン㈱、㈱ジャルエクスプレス、 ㈱日本航空インターナショナル、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会 </td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、㈱NTTドコモ、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽電気鉄道㈱ 、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） エア・ニッポン㈱ 、 ㈱ジャルエクスプレス 、 ㈱日本航空インターナショナル 、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ 、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス㈱、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西																					
[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																					
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、 阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） ㈱AIRDO 、 ㈱ソラシドエア 、スカイマーク㈱、 日本航空㈱ 、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会																						
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送㈱、㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、 読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西																					
[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																					
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、 高速いえしま㈱、ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、 山陽電気鉄道㈱ 、 六甲摩耶鉄道㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関） エア・ニッポン㈱ 、 ㈱ジャルエクスプレス 、 ㈱日本航空インターナショナル 、全日本空輸㈱、スカイマーク㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、（一財）神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、智頭急行㈱、 WILLERTRAINS㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、北神急行電鉄㈱、 六甲摩耶鉄道㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会																						
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い （指定公共機関）西日本電信電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱NTTドコモ 、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱																					

変更箇所	変 更 案	現 行																																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 261 524 288">[電気事業者]</td> <td data-bbox="524 261 1151 288">1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 288 1151 341">(指定公共機関) 関西電力㈱、関西電力送配電㈱、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 341 524 368">[ガス事業者]</td> <td data-bbox="524 341 1151 368">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 368 1151 421">(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 421 524 448">郵便事業を営む者</td> <td data-bbox="524 421 1151 448">1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 448 524 475">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="524 448 1151 475">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 475 1151 528">(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 528 524 580">[河川管理施設、道路の管理者]</td> <td data-bbox="524 528 1151 555">1 河川管理施設、道路の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 555 1151 671">(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 671 524 699">日本赤十字社</td> <td data-bbox="524 671 1151 724">1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 724 524 751">日本銀行</td> <td data-bbox="524 724 1151 810">1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </table>	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		(指定公共機関) 関西電力㈱、 関西電力送配電㈱ 、電源開発㈱、 電源開発送変電ネットワーク㈱ 、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会	郵便事業を営む者	1 郵便の確保	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保		(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会	[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理		(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 261 1487 288">[電気事業者]</td> <td data-bbox="1487 261 2114 288">1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 288 2114 341">(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 341 1487 368">[ガス事業者]</td> <td data-bbox="1487 341 2114 368">1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 368 2114 421">(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 421 1487 448">日本郵便㈱</td> <td data-bbox="1487 421 2114 448">1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 448 1487 475">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="1487 448 2114 475">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 475 2114 528">(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 528 1487 580">[河川管理施設、道路の管理者]</td> <td data-bbox="1487 528 2114 555">1 河川管理施設、道路の管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1487 555 2114 671">(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 671 1487 699">日本赤十字社</td> <td data-bbox="1487 671 2114 724">1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 724 1487 751">日本銀行</td> <td data-bbox="1487 724 2114 810">1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </table>	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会	日本郵便㈱	1 郵便の確保	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保		(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会	[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理		(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 関西電力㈱、 関西電力送配電㈱ 、電源開発㈱、 電源開発送変電ネットワーク㈱ 、電力広域的運営推進機関																																													
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LPガス協会																																													
郵便事業を営む者	1 郵便の確保																																													
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																																													
	(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県医師会																																													
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理																																													
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱																																													
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																													
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 関西電力㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関																																													
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																													
	(指定公共機関) 大阪ガス㈱ (指定地方公共機関) (一社) 兵庫県LP協会																																													
日本郵便㈱	1 郵便の確保																																													
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																																													
	(指定公共機関) (独) 国立病院機構 (指定地方公共機関) (社) 兵庫県医師会																																													
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理																																													
	(指定公共機関) (独) 水資源機構、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱																																													
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																													
第 1 編 第 3 章 2 P10	<p data-bbox="219 946 434 970">2 関係機関の連絡先</p> <p data-bbox="219 970 1151 1050">内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防局、指定公共機関、指定地方公共機関、自治会、大規模集客施設等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。</p> <p data-bbox="219 1050 1151 1102">なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。</p> <p data-bbox="219 1102 1005 1129">(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法</p>	<p data-bbox="1182 946 1397 970">2 関係機関の連絡先</p> <p data-bbox="1182 970 2130 1050">内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防局、指定公共機関、指定地方公共機関、自治会、大規模集客施設等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。</p> <p data-bbox="1182 1050 1263 1077">(新規)</p>																																												

変更箇所	変更案	現行																																																																																				
第1編 第4章 (2) P12	<p>(2) 気候</p> <p>本市の年平均(2016年～2020年)気温は、16.2℃であり県内では、比較的温暖である。</p> <p>降水量については、県播磨南東部に位置する本市は、淡路島や県北部と比べて少なく、年間では季節別にみると、冬季の降水量が少ないのが特徴である。暖候期の降水量は、梅雨期と秋の台風期に多い。大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける5～10月が特に多い。</p> <p>雪は2～3月初めにかけて降ることもあるが、大規模な積雪はない。風は冬季に西よりの季節風が強い。</p> <p>湿度については、12～5月にかけて低く、最小湿度は春に記録されることが多い。また渇水期は夏と冬にある。</p> <p>【2016～2020年 明石市の月別降水量及び平均気温】 (気象庁ホームページより)</p> <table border="1" data-bbox="215 608 1155 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>全年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量mm</td> <td>32.6</td> <td>43.8</td> <td>87.0</td> <td>106.2</td> <td>105.6</td> <td>195.9</td> <td>209.3</td> <td>75.3</td> <td>173.9</td> <td>158.3</td> <td>31.2</td> <td>45.1</td> <td>1264.2</td> </tr> <tr> <td>平均気温℃</td> <td>5.9</td> <td>6.1</td> <td>9.3</td> <td>13.8</td> <td>18.7</td> <td>22.1</td> <td>26.2</td> <td>28.3</td> <td>24.5</td> <td>18.9</td> <td>13.0</td> <td>8.0</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> 		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	平均降水量mm	32.6	43.8	87.0	106.2	105.6	195.9	209.3	75.3	173.9	158.3	31.2	45.1	1264.2	平均気温℃	5.9	6.1	9.3	13.8	18.7	22.1	26.2	28.3	24.5	18.9	13.0	8.0	16.2	<p>(2) 気候</p> <p>本市の年平均(2012年～2016年)気温は、15.9℃であり県内では、比較的温暖である。</p> <p>降水量については、県播磨南東部に位置する本市は、淡路島や県北部と比べて少なく、年間では季節別にみると、冬季の降水量が少ないのが特徴である。暖候期の降水量は、梅雨期と秋の台風期に多い。大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨又は秋雨前線の影響を受ける5～10月が特に多い。</p> <p>雪は2～3月初めにかけて降ることもあるが、大規模な積雪はない。風は冬季に西よりの季節風が強い。</p> <p>湿度については、12～5月にかけて低く、最小湿度は春に記録されることが多い。また渇水期は夏と冬にある。</p> <p>【2012～2016年 明石市の月別降水量及び平均気温】 (気象庁ホームページより)</p> <table border="1" data-bbox="1178 608 2119 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>全年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量mm</td> <td>44.4</td> <td>55.5</td> <td>90.2</td> <td>95.0</td> <td>71.6</td> <td>192.0</td> <td>149.0</td> <td>110.7</td> <td>193.2</td> <td>95.9</td> <td>75.4</td> <td>92.2</td> <td>1265.1</td> </tr> <tr> <td>平均気温℃</td> <td>5.1</td> <td>5.4</td> <td>8.7</td> <td>13.5</td> <td>18.4</td> <td>22.1</td> <td>26.1</td> <td>27.8</td> <td>24.1</td> <td>19.0</td> <td>13.0</td> <td>7.5</td> <td>15.9</td> </tr> </tbody> </table> 		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	平均降水量mm	44.4	55.5	90.2	95.0	71.6	192.0	149.0	110.7	193.2	95.9	75.4	92.2	1265.1	平均気温℃	5.1	5.4	8.7	13.5	18.4	22.1	26.1	27.8	24.1	19.0	13.0	7.5	15.9
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年																																																																									
平均降水量mm	32.6	43.8	87.0	106.2	105.6	195.9	209.3	75.3	173.9	158.3	31.2	45.1	1264.2																																																																									
平均気温℃	5.9	6.1	9.3	13.8	18.7	22.1	26.2	28.3	24.5	18.9	13.0	8.0	16.2																																																																									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年																																																																									
平均降水量mm	44.4	55.5	90.2	95.0	71.6	192.0	149.0	110.7	193.2	95.9	75.4	92.2	1265.1																																																																									
平均気温℃	5.1	5.4	8.7	13.5	18.4	22.1	26.1	27.8	24.1	19.0	13.0	7.5	15.9																																																																									

変更箇所	変更案	現行																																														
第1編 第4章 (3) P13	<p>(3) 人口分布</p> <p>令和2年国勢調査速報値人口からの推計によると、本市の人口は、304,189人（2021年(令和3年)4月1日現在）である。市内で最も人口の多いのが本庁地域（139,750人）であり、本庁地域だけで市人口全体の45.9%を占めている。</p> <p>年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は、13.8%、15～64歳の人口は60.0%、65歳以上の人口は26.2%となっている。65歳以上の全国平均は28.7%であり本市は、全国平均より2.5ポイント低くなっている。</p> <p>昼間人口については、市全体において、流出人口は、総人口に占める割合が25.6%となっている。また流入人口については、15.1%となっている。したがって10.5%が、隣接地域への従業・通学等によるため本市より流出していると考えられる。（平成27年「国勢調査(夜間人口と昼間人口)」参考）</p> 	<p>(3) 人口分布</p> <p>平成27年国勢調査人口からの推計によると、本市の人口は、294,785（平成29年4月1日現在）人である。市内で最も人口の多いのが本庁地域（134,594人）であり、本庁地域だけで市人口全体の45.7%を占めている。</p> <p>年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は、13.5%、15～64歳の人口は60.9%、65歳以上の人口は25.6%となっている。65歳以上の全国平均は27.5%であり本市は、全国平均より1.9ポイント低くなっている。</p> <p>昼間人口については、市全体において、流出人口は、総人口に占める割合が27.3%となっている。また流入人口については、16.4%となっている。したがって10.9%が、隣接地域への従業・通学等によるため本市より流出していると考えられる。</p> <p>※ 平成22年「国勢調査(常住人口と昼間人口)」参考</p> 																																														
第1編 第4章 (4) P14	<p>(4) 道路の状況</p> <p>【明石市内道路種別現況】（2021年(令和3年)4月現在、延長：m）</p> <table border="1" data-bbox="241 1129 1128 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>路線数</th> <th>実延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国 道</td> <td rowspan="3">国管理分(3)</td> <td>2号(和坂交差点以東) 175号</td> <td>4,575</td> </tr> <tr> <td>28号</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>2号(和坂交差点以西)</td> <td>10,879</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県管理分(2)</td> <td>250号</td> <td>9,362</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,104</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>15</td> <td>35,129</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>3,190</td> <td>643,589</td> </tr> </tbody> </table>			路線数	実延長 (m)	国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,575	28号	2,365	2号(和坂交差点以西)	10,879	県管理分(2)	250号	9,362	計	27,104	県 道	15	35,129	市 道	3,190	643,589	<p>(4) 道路の状況</p> <p>【明石市内道路種別現況】（平成27年4月現在、延長：m）</p> <table border="1" data-bbox="1205 1129 2092 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>路線数</th> <th>実延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国 道</td> <td rowspan="3">国管理分(3)</td> <td>2号(和坂交差点以東) 175号</td> <td>4,498</td> </tr> <tr> <td>28号</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>2号(和坂交差点以西)</td> <td>10,879</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県管理分(2)</td> <td>250号</td> <td>9,362</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,104</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>15</td> <td>35,129</td> </tr> <tr> <td>市 道</td> <td>2,922</td> <td>611,222</td> </tr> </tbody> </table>			路線数	実延長 (m)	国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,498	28号	2,365	2号(和坂交差点以西)	10,879	県管理分(2)	250号	9,362	計	27,104	県 道	15	35,129	市 道	2,922	611,222
		路線数	実延長 (m)																																													
国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,575																																													
		28号	2,365																																													
		2号(和坂交差点以西)	10,879																																													
	県管理分(2)	250号	9,362																																													
		計	27,104																																													
県 道	15	35,129																																														
市 道	3,190	643,589																																														
		路線数	実延長 (m)																																													
国 道	国管理分(3)	2号(和坂交差点以東) 175号	4,498																																													
		28号	2,365																																													
		2号(和坂交差点以西)	10,879																																													
	県管理分(2)	250号	9,362																																													
		計	27,104																																													
県 道	15	35,129																																														
市 道	2,922	611,222																																														

変更箇所	変更案	現行
第2編 第1章 第1 1 (2) P20	<p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>① 即応体制の整備</p> <p>市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防局を通じて職員が速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。</p> <p>② 消防局との連携強化</p> <p>消防局より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を消防局に設置する。</p>	<p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>① 即応体制の整備</p> <p>市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防本部を通じて職員が速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。</p> <p>② 消防本部との連携強化</p> <p>消防本部より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を常備消防本部に設置する。</p>
第2編 第1章 第1 2 P21	<p>(1) 消防局における体制</p> <p>消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難市民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の市民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>(1) 消防本部における体制</p> <p>消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>市は、消防団が避難市民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の市民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>
第2編 第1章 第2 3 (2) P23	<p>(2) 消防局の連携体制の整備</p> <p>市は、消防局の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p>	<p>(2) 消防本部の連携体制の整備</p> <p>市は、消防本部の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。</p>
第2編 第1章 第2 4 (2) P23	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、夜間休日急病センター、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、夜間休日急病センター、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>

変更箇所	変更案	現行
第2編 第1章 第4 2 (2) (3) (4) P27	<p>(2) 防災行政無線の維持・管理</p> <p>市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を、市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、防災行政無線等により市民等に伝達できるよう維持・管理に努め必要に応じて整備を図る。</p> <p>(3) 市民等に対する情報伝達手段の整備</p> <p>(4) 市は、市民等に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話、スマートフォンのメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットあかし」「エリアメール・緊急速報メール」の利用促進を図る。</p> <p>(4) 県警察等との連携</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。</p>	<p>(2) 防災行政無線の維持・管理</p> <p>市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を、市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、防災行政無線等により市民等に伝達できるよう維持・管理に努め必要に応じて整備を図る。 また、今後はデジタル化の推進を図る。</p> <p>(3) 市民等に対する情報伝達手段の整備</p> <p>市は、市民等に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットあかし」「エリアメール」の利用促進を図る。</p> <p>(4) 県警察等との連携</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（神戸海上保安部及び東播磨海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。</p>
第2編 第1章 第4 3 (1) P28	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難市民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難市民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>
第2編 第1章 第5 2 (1) P31	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p>

変更箇所	変更案	現行
第2編 第2章 1(3)① P33	<p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>① 避難支援のための体制等の検討</p> <p>明石市地域防災計画の援護部要配慮者対策班を基本に、避難行動要支援者を支援するための体制及び役割分担等を検討する。</p> <p>また、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p>	<p>③) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>① 避難支援のための体制等の検討</p> <p>明石市地域防災計画の要配慮者対策班を基本に、要配慮者を支援するための体制及び役割分担等を検討する。</p> <p>(新規)</p>
第2編 第2章 2 P34	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防本部、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>(略)</p>
第2編 第2章 6 P35	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。</p> <p>(略)</p>
第2編 第5章 2(3) P40	<p>(3) 市は、日本赤十字社、県、消防局などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>(3) 市は、日本赤十字社、県、消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>
第3編 第1章 1 P42	<p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。</p> <p>なお、市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。</p>	<p>1 危機管理対策本部等の設置</p> <p>市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。</p> <p>なお、市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。</p>

変更箇所	変 更 案	現 行												
第 3 編 第 1 章 1 (1)③ P43	(略) イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 現場の消防局による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。 (略)	(略) イ 消防本部に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 現場の消防本部による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。 (略)												
第 3 編 第 2 章 1 (3) P47～48	(略) <table border="1" data-bbox="219 608 1151 778"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 援 部</td> <td>(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること</td> </tr> <tr> <td>医 療 部</td> <td>①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table> (略)	部	事務分掌	支 援 部	(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること	医 療 部	①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること	(略) <table border="1" data-bbox="1182 608 2114 831"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 援 部</td> <td>(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること</td> </tr> <tr> <td>(新 規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	部	事務分掌	支 援 部	(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること	(新 規)	(新規)
部	事務分掌													
支 援 部	(略) ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること													
医 療 部	①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること													
部	事務分掌													
支 援 部	(略) ④救護所の開閉に関すること ⑦医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ⑧感染症対策に関すること ⑨死体の収容、埋火葬等に関すること													
(新 規)	(新規)													
第 3 編 第 2 章 1 (5) P49	(5) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）市対策本部長が指名する者に関係機関との情報共有及び活動調整を行わせる。	(5) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）市対策本部長が指名する者に関係機関との情報共有及び活動調整を行わせる。												
第 3 編 第 2 章 3 (1) P52	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、非常通信（簡易無線機）等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LG WAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、非常通信（簡易無線機）等の移動系通信回線若しくは、インターネット等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。												

変更箇所	変 更 案	現 行
第 3 編 第 3 章 1 (2) P53	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>
第 3 編 第 4 章 2 (1) P59	<p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①～② （略）</p> <p>※ 全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①～② （略）</p>
第 3 編 第 4 章 第 1 章 2 (2) P59	<p>(2) 市長は、消防局や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>（略）</p>	<p>(2) 市長は、消防本部や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>（略）</p>
第 3 編 第 4 章 第 1 章 2 (4) P60	<p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、総務部・援護部との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>①～④ （略）</p>	<p>(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、総務部・援護部との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>①～④ （略）</p>
第 3 編 第 4 章 第 2 章 2 (1) P62	<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防本部、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>（略）</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第4章 第2 2(2)⑥ P64	⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定	⑥ 要配慮者の避難方法の決定
第3編 第4章 第2 2(3) P64	(3) 避難実施要領の内容の伝達等 (略) また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。 (略)	(3) 避難実施要領の内容の伝達等 (略) また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等（神戸海上保安部及び東播磨海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。 (略)
第3編 第4章 第2 3 P65～68	(1) (略) (2) 消防局及び消防団の活動 消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用する。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防局および消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、明石警察署長、神戸海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。 (略) (4)～(5) (略) (6) 大規模集客施設等における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 (7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、明石市地域防災計画における援護部要配慮者対策班を基本に避難行動要支援者を支援する体制を整備し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)	(1) (略) (2) 消防本部及び消防団の活動 消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用する。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難市民等の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防本部および消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、明石警察署長、神戸海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。 (略) (4)～(5) (略) (6) (新規) (6) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、明石市地域防災計画における要配慮者対策班を基本に要配慮者を支援する体制を整備し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。 (略)

変更箇所	変更案	現行
第3編 第4章 第2 4(2)① P70	<p>① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難であり、また、攻撃目標は、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の目的や意図等により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして対応を行うことを基本とする。</p>	<p>① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。また、攻撃目標は、相手（国又は国に準じる者）の目的や意図により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。</p> <p>このため、市域全域に着弾の可能性があり得るものとして対応を行うことを基本とする。</p>
第3編 第5章 4(2) P73～74	<p>① 炊き出しその他による食品の給与 （略） ア 市の備蓄食糧 ・アルファ化米 ・長期保存パン</p> <p>（略）</p> <p>② 飲料水の供給 （略） ア 運搬給水 水道部所管の全車両（四輪車33台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車2台（3,000ℓ：1台、2,000ℓ：1台）、給水タンク5基（2,000ℓ：1基、1,000ℓ：4基）、ポリタンク、給水用ポリ袋及び給水バック製造機等により、被災者に対し供給する。 （略）</p>	<p>① 炊き出しその他による食品の給与 （略） ア 市の備蓄食糧 ・宇宙食 ・アルファ化米</p> <p>（略）</p> <p>② 飲料水の供給 （略） ア 運搬給水 水道部所管の全車両（四輪車33台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車2台（タンク容量：3,000ℓ1台、2,000ℓ1台）、給水タンク7基（容量：2,000ℓ3基、1,000ℓ4基）、ポリタンク、給水用ポリ袋及び給水バック製造機等により、被災者に対し供給する。 （略）</p>
第3編 第5章 4(4)⑤ P76	<p>⑤ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 消防局は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。</p>	<p>⑤ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項 消防本部は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。</p>
第3編 第5章 4(5) P76～77	<p>(5) 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 市及び消防局は、次の措置を講ずる。 ① 市及び消防局は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。 ② （略） ③ 市及び消防局は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。</p>	<p>(5) 被災者の捜索及び救出 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 市及び消防本部は、次の措置を講ずる。 ① 市及び消防本部は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。 ② （略） ③ 市及び消防本部は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第6章 2 P81	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
第3編 第7章 第2 1(3)① P85	<p>① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防局、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>	<p>① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防本部、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>
第3編 第7章 第2 2(2)③ P86	<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防局等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	<p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防本部等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>
第3編 第7章 第2 5 P87～88	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) 市が行う措置 市長は、消防局による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 消防局及び消防団の活動 消防局及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療機関との連携 市長は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 ① (略) ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③ (略)</p>	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(1) 市が行う措置 市長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 消防本部及び消防団の活動 消防本部及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療機関との連携 市長は、消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 ① (略) ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③ (略)</p>

変更箇所	変更案	現 行
	<p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>第 3 編 第 7 章 第 3 1 P89</p>	<p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防局による支援 消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p> <p>(3) 市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防局その他の行政機関に対し、支援を求める。 また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>	<p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防本部による支援 消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。</p> <p>(3) 市が管理する施設の安全の確保 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。 この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。 また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p>
<p>第 3 編 第 7 章 第 4 1 (2) P91</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、消防局その他の関係機関に連絡する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局その他の関係機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p>	<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、消防本部その他の関係機関に連絡する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部その他の関係機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。</p>
<p>第 3 編 第 7 章 第 4 2 (3) P93</p>	<p>(3) 関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。 (略)</p>	<p>(3) 関係機関との連携 市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。 (略)</p>

変更箇所	変更案	現行
第3編 第7章 第4 2 (4) P93～94	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>参考【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</p> <p>このため、総合安全対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、あかし保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>参考【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。</p> <p>このため、総合安全対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p>
第3編 第8章 1 ② P96	<p>② 市は、情報収集に当たっては消防局、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p>	<p>② 市は、情報収集に当たっては消防本部、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。</p>
第3編 第9章 2 (2)① P100	<p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>

変更箇所	変更案	現行										
第4編 第3章 1 (1) P108	<p>【国と地方公共団体の費用分担】</p> <p>1 国が負担する費用</p> <p>① 市民の避難に関する措置に要する費用</p> <p>② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用 <small>(内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)</small></p> <p>③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用</p> <p>④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用 <small>(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)</small></p> <p>⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用</p> <p>2 地方公共団体が負担する費用</p> <p>① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当 <small>(調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)</small></p> <p>※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担</p> <p>② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの <small>(消耗品費、通信費その他の費用)</small></p> <p>③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの <small>(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)</small></p>	<p>(新規)</p>										
第5編 2 P111	<p>【本計画における主な用語の読み替え】</p> <table border="1" data-bbox="241 906 853 1050"> <tr> <td>武力攻撃時事態等</td> <td>緊急対処事態</td> </tr> <tr> <td>保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>国民保護対策本部（長）</td> <td>緊急対処事態対策本部（長）</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急対処事態における攻撃</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急対処事態における災害</td> </tr> </table>	武力攻撃時事態等	緊急対処事態	保護措置	緊急対処保護措置	国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）	武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	<p>(新規)</p>
武力攻撃時事態等	緊急対処事態											
保護措置	緊急対処保護措置											
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）											
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃											
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害											